

【すでに払い戻しを受けたお客様で、同制度をご利用されたいお客様】

- ① 公演一覧よりチケットを購入、もしくは、予約された公演を主催者情報をご確認ください。

- ② 2020年10月31日までの間に払い戻しを受けたお客様でも、2021年1月29日までの間に主催者に対して寄付されたお客様は、同制度を利用することができます。
なお、寄付金額はチケット料金以下の金額となります。
「既に払戻しを受けた参加予定者による寄付の係る申請書」をご記入のうえ、該当公演の主催者にメール、FAX、郵送などでお送りください。書類確認後、該当公演の主催者より具体的な寄付の方法をご案内いたします。

- ③ 寄付の確認がされましたら、「払戻請求権放棄証明書」「指定行事証明書（写し）」を主催者より郵送いたします。
※紛失などによる各種証明書の再発行はいたしかねますので、確定申告時まで大切に保管してください。

- ④ お客様の確定申告の際に、③の2点の証明書とともにご申告ください。寄附金として税優遇の対象となります。
※確定申告はe-Tax（国税電子申告・納税システム）を活用することで、申告に必要な証明書の提出を省略することができます。確定申告に関する詳細は最寄りの税務署にご相談ください。